

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年11月13日（令和6年（行個）諮問第193号）

答申日：令和7年7月11日（令和7年度（行個）答申第52号）

事件名：特定日に労働保険審査会事務室の特定職員が本人の対応をした際の記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月30日付け厚生労働省発基0830第4号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

労働保険審査会が、第三者に調査資料を晒して（漏洩）しまったと、埼玉労働局特定課の特定職員が、令和6年特定日特定時刻頃に埼玉労働局内で撮影された取材カメラの前で語っていることから、労働保険審査会の存在意義が問われる問題なのに、審査会事務局のB氏がメモすら作成していないとは考えられない。

また、開示しない旨の決定をしているが、保有していないのであれば、「非開示」ではなく「非保存」と回答すべきである。よって、開示されるべきであるから。

※必要に応じて、審査会が第三者に晒してしまったと、取材カメラの前で語っている時の映像、審査会事務室のB氏との通話記録（音声データ）を提出することは可能。

(2) 意見書

労働保険審査会は「労働保険審査会として適正な手続を経て裁決書を発出した事件に関する照会であることからメモ等は作成していない」と述べているが、私が求めているのは行政の中立性を疑わせ、請求人の勤

務する会社からの強い要望で、反論されたら困るからと再審査請求の審理が終わるまで、審査会が隠し続けていた調査資料の一部が第三者に晒（漏洩）されたことに対し、特定職員が請求人に対応した際の記録の一切（メール・メモ・原議書・指示・電算磁気記録なども含む）を開示請求している。

労働保険審査会が調査資料を第三者に晒してしまったと、埼玉労働局の特定職員Aは、取材カメラの前で具体的に述べた事により、一般の国民にも知られてしまいメディアが動いているにも関わらずメモすら存在しないのは不自然。

すでにメディアでも報じられているが、今回の職場のパワハラ・労災申請に係る中で、特定労働基準監督署の職員による不適切な発言により、埼玉労働局が請求人に対して謝罪している。

また、請求人の勤務する特定事業場でパワハラのもみ消しを凶っていた自称特定課顧問の警察OBは、過去に警察と特定消費者金融との癒着事件に関与していたが、埼玉労働局の特定職員Aは、取材カメラの前で「警察OBのあの男が裏で糸を引いている」と暴露していることを申し添える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年8月20日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年9月9日付け（同日受付）で本件審査請求を行った。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示決定とした。

(2) 原処分の妥当性について

本件審査請求を受け、諮問庁は、処分庁に対し、開示請求に係る保有個人情報の有無を確認したところ、「審査請求人が主張する令和6年特定日に労働保険審査会事務局の特定職員が審査請求人の電話対応したことは事実であるが、労働保険審査会として適正な手続を経て裁決書を発出した事件に関する照会であることからメモ等は作成していない。」旨

の回答を得た。そうすると、処分庁の説明に不自然・不合理な点はなく、諮問庁としても、原処分は妥当であると判断する。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「労働保険審査会が、第三者に調査資料を晒して（漏洩）しまったと、埼玉労働局特定課の特定職員Aが、令和6年特定日特定時刻頃に埼玉労働局内で撮影された取材カメラの前で語っていることから、労働保険審査会の存在意義が問われる問題なのに、審査会事務局の特定職員がメモすら作成していないとは考えられない。」等と主張しているが、本件対象保有個人情報が存在しないことは、上記(2)で既に述べたところである。

また、審査請求人は「開示請求しない旨の決定をしているが、保有していないのであれば「非開示」ではなく「非保存」と回答すべきである。よって、開示されるべきであるから。」と主張しているが、保有個人情報の開示請求は、法76条1項の行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、行政機関の職員が組織的に利用するものとして、行政文書に記録されたもの（法60条1項））を請求するものであることから、開示請求に対する通知（回答）として、「保有個人情報の開示をしない旨の決定」は誤りではなく、その主張は本件審査に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 令和6年11月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和7年1月6日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年6月17日 | 審議 |
| ⑤ | 同年7月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めており、諮問庁は原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 審査請求人は、開示請求書において、埼玉労働局の特定職員Aがカメラの前で労働保険審査会が審査請求人の調査資料を第三者に漏洩したと語っているとし、審査請求人が令和6年特定日に労働保険審査会事務局の特定職員Bを追及した際のメール、メモなどの記録の一切の本件対象保有個人情報の開示を求めている。

(2) 理由説明書の記載（上記第3の3（2））及び当審査会事務局職員をして補足説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、おむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が主張する令和6年特定日に、労働保険審査会事務局の特定職員Bが審査請求人に電話対応したことは事実である。当該電話内容は、裁決後の事件について、労働保険審査会が裁決前に審査請求人宛てに送付した資料についての質問であった。

イ 労働保険審査会として適正な手続を経て裁決書を発出した事件に関する照会については、特段メモ等を作成しておらず、本件についても、メモ等は作成していない。

ウ したがって、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であると考える。

(3) 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2）において種々の主張をしているが、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとする具体的な根拠や、それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとはまではいえない。そうすると、審査請求人の主張によっても、上記（2）の諮問庁の説明が不自然、不合理であると認めるに足りる事情はなく、そのほかこれを覆すに足りる特段の事情を認めることもできない。

(4) したがって、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

映画（埼玉労働局内で撮影）に出演した、埼玉労働局特定職員Aが、カメラの前で「労働保険審査会が調査資料を第三者に漏洩」と語っていることから、審査請求人が令和6年特定日に労働保険審査会事務室の特定職員Bに追求した際の記録一切（メール、メモ、原議書、指示、電算磁気記録なども含む）